

第十三回 参議院人事委員会會議錄第八号

昭和二十七年三月十五日(土曜日)午前
十時五十八分開会

委員の異動

三月十四日委員加藤武徳君辭任につ
き、その補欠として北村一男君を議長
において指名した。

出席者は左の通り。

理事

委員

政府委員

内閣官房副長官

人事院事務総
局長

事務局側

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

御出席になられております政府委員
は菅野副長官並びに人事院給與局長及
び研究課長、それから後ほど自治庁の
ほうから取りあえず公務員課長がお見
えになるそうでございます。御質問の
あるかたは順次御発言を願います。ち
よつと速記をとめて。

(速記中止)

○理事(千葉信君) 速記を始めて。
○木下源吉君 ちよつとお伺いします
が、官署指定のいろ／＼準備をされて
いることでしょうか、相当調査は進ん
でおりますか。

○政府委員(菅野義丸君) 官署指定に
ついては、これは今四人人事院が勧告い
たしました地域が、只今政府の法律案
といたしましてそのまゝ地域は変更な
しに格上げ並びに新しく追加指定に
なつておるわけでございますが、こう
いう問題が起きて参りますれば、やは
りその地域に隣接しておるような官署
が必要があるものは受けるということ
でありますから、その点につきまして
は目下各省側に照会を致しまして必要
の官署というものの希望を出してやら
うということをやつておられますが、或
る程度資料もまとつておりますが、併
しこれは希望は非常に多いのです。
それから又官署も我々の基準をそのま
ま参考になされて、例えば二キロ以内と
いうようなことでなしに相当広範囲に
亘つて官署を挙げておられるようであ
ります。併し我々もいたしますれば無
制限に官署指定という方法を利用でき
るわけではございません。これは飽く

までも我々の勧告いたしました地域の
引上げ並びに新しい指定ということ
に伴ひまして、それとバランス上必要
なものだけをやるということでありま
すから、これ又選択をする必要がある
わけでございます。現在のところ各省
側から相当の希望意見等も相当出てお
ります。又各省側のみなならずいろ／＼
な方面から希望等も出ております。我
々自身もいたしたとしても官署指定する
必要があるというようなのはそれぞ
れ整備いたしました、現在の段階では
研究を進めておるといふところでござ
います。

○木下源吉君 この間の前のお話では
したるだけ四月一日からやれるように
したいという御希望のようでしたか、
やはりその点は変わりませんか。

○政府委員(菅野義丸君) 四月一日か
らというふうに申上げたか、ちよつと
その点わかりませんが、今回の法律案
が施行されます時、同時にやりたい
というところで準備を進めております。
○木下源吉君 官房副長官にお聞きし
たいのでありますが、これは国鉄の地
域給のことですが、この間大蔵當局に
いろ／＼質してみたのですけれども、
今度の地域給の改正、そうして国家公
務員が適用される場合、地方公務員の
場合、専売の場合等は予算上大体見通
しがついておる。ところが国鉄の場合
は給與総額の中で總裁の権限でやるこ
とであろうというようなことを言われ
て、今やはり国鉄労働組合の今度の地
域給関係当事者はいろ／＼どうなるで

あろうかという心配をしておるわけな
んです。そこで御承知の通り国鉄の場
合の予算は最終的にはやはり政府が関
係を持つておるので、殊に従来のいき
さつから考えましても、国家公務員の
給與法の改正の場合などは、今まで関
係方面でも財政方面の餘裕がなければ
なか／＼できなかつたのです。かれ
これ考へて見ますに、政府が提案さ
れる場合には私は一応国鉄の場合でも
表面上はともかくも、これは国家公務
員に準じて実施できるんだというよう
なめどがついておりましたのだと思
うのです。そういう点について政府
のほうの御説明を願いたい、こう思
うのです。

○政府委員(菅野義丸君) 日本国有鉄
道は御承知の通り公共企業体になつて
おりまして、この一般職に関する給與
の法律は直接には適用がございませ
んのであります。実際にございませ
ん、一応公務員の給與というものは一つ
の考えの要素にはなつておりますが、国
鉄法から言ひましても必ずしも公務員
と同じ給與は、法律的にもやる必要は
ございませぬし、又実際にいへば大
分変つた方式をやつております。例え
ば地域給等につきましても、でき得
る限り本給に勤務地手当の要素をとり
入れたものを作つておりました。一般
公務員とは違つておるようなやり方を
やつております。併しながら今回の人
事院の意見の提出によりまして、新ら
しく地域給を支給すべき地域に入つた
ところ、或いは従来の地域給の格が上

つたところ等は、当然これは国鉄とし
ても考慮しなければならぬ性質のも
のでございます。そこで予算の關係に
おきましては、日本国有鉄道法では給
與の総額を超えて支出してはいけな
いという大きな制限がございます
ので、若しこれを全面的に一般職の職
員と同様な方法で以てやるということ
になりますと、どうしても予算を要
しなければならぬことになるわけ
でございます。併しながら私も詳しい
ことは存じませんが、私どもも聞いて
いる限りにおきましては、現在進んで
おりますところの人員整理が、非常に
予定よりか希望者が多く出て参りま
す。殊に高給者がやめるという率が比
較的多いのでありまして、この三月末
までに退職する人の實際を見まして、
恐らく今のところ推定するところ
よりもずつと、平均給というものが下
るのではないかと、そうしますと予算の積
算の基礎になつておるとするところの
平均というものが下りました場合に
は、給與の総額は変えなくても地域給
等に廻される財政上の餘裕が、財源的
に餘裕が出てくるわけでございます。
こういうところを見合せて、今回の人
事院の意見のどの程度とり入れるかと
いうことについて国鉄當局で以て考
究中である。こういうふうにしてお
るのでございます。只今の御質問のこ
の法律を出すときに、国鉄に対しては果
して予算上これが実施できるという見
込でやつたかどうかという点につきま
しては、国鉄は直接この法律の適用を

本日の會議に付した事件
○一般職の給與に関する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出)(衆
議院送付)

○理事(千葉信君) それでは只今より
人事委員会を開催いたします。議題は
一般職の給與に関する法律の一部を
改正する法律案でございます。今

地方自治庁 佐久間 豊君
公務員課長

常任委員 川島 孝彦君
常任委員 熊盛御堂定君
常任委員 熊盛御堂定君

常任委員 熊盛御堂定君
常任委員 熊盛御堂定君
常任委員 熊盛御堂定君

常任委員 熊盛御堂定君
常任委員 熊盛御堂定君
常任委員 熊盛御堂定君

常任委員 熊盛御堂定君
常任委員 熊盛御堂定君
常任委員 熊盛御堂定君

常任委員 熊盛御堂定君
常任委員 熊盛御堂定君
常任委員 熊盛御堂定君

常任委員 熊盛御堂定君
常任委員 熊盛御堂定君
常任委員 熊盛御堂定君

常任委員 熊盛御堂定君
常任委員 熊盛御堂定君
常任委員 熊盛御堂定君

院が責任を持つて調べておるところを信頼し、又これによらなければ政府の他の細かい調査というものは政府の他の部門では絶対にできないものでございますので、一旦意見の提出がありまして、その場合におきましては、どうしてもそれをそのまま法律案として国会の御審議に付するよりは、ほかはないのでございまして、従いまして給與の改善のときの勧告のように、予算上の理由でこれを多少でもいじるといふことは事実上不可能でございます。そういう意味合におきまして、人事院のほうから前以て今回の勧告の指定の理由があるとか、或いはその方針であるとか、或いは又一つの案ができるたびごとに、どのくらいの概算の予算が要するといふようなことにつきましては、連絡はございました。その連絡は一切内閣を通しまして、直接大蔵省とか、或いは地方自治庁とかそういうところに人事院からはいましておりません。具体的に申し上げますと、私のところにそういう連絡がありまして、私はそれを大蔵省なら大蔵省の責任ある人に話して、或いは多少の資料は渡したりしたのでございまして、実際の人事院からの連絡も、決してこの普通の事務の連絡のうちに、担当者同士の連絡ということではないのでございます。必ずこの点につきましては、給與局長或いは事務局長から私のところに連絡がありまして、そうして私のところで以て責任ある人に連絡する、こういう経路をとつてやつたのでございます。併しながらどういふ理由でございませうか、一、二の人がそのうちの一部分のものを知つておつて、或いは現地に知らせたりなんかしたということも私は聞いており

ます。これは私はどこでそういうものが洩れたかということについては、まだ調査をしておりませんが、誠に遺憾であると考えております。政府内部に申しまするか、私のほうで若しとて洩れたとすればこれは誠に申し訳ないところ。今後の取扱を更に一層慎重にしなければならぬというふうに深く自責の念に驅られておる次第でございます。ただ内閣といたしましては、こういうものの性質上とかく一地方の利害に影響を及ぼすものでございませうので、慎重の上にも慎重な態度をとりまして、具体的に責任ある人に渡すようにしておつたのであります。不幸にして御質疑のような事実があつたというようなことは誠に残念に思ひます。今後十分注意をいたすつもりでございます。

○理事(千葉信君) 只今の御答辯で私は十分了解いたしました。どうか今後にも心配せられる問題でありますから、政府のほうでも十分今後善処されんことを特に私はこの際要請申上げておきます。

それから只今木下委員から御質問のありました事項に関連してですが、国鉄或いは専売等の職員に対する地域給の点については、十分只今の木下委員に対する御答辯で了解いたしましたけれども、ただここで衆議院の本案議で、衆議院の田中人事委員長からの国会に対する御報告を見ますと、国鉄或いは専売の職員等の地域給については、政府からは、政府職員の給與は政府機関及び民間給與等の標準ともなるので、この間の調整については御趣旨に副うように十分努力したい、こういう報告

が田中人事委員長からなされておりますが、政府のほうで十分努力をしたいという立場で考えられておられる。国鉄或いは専売公社職員に対する地域給の問題の調整等は、具体的にはどういうふうにお考えになつておられるか。その点については簡単に附言いたしますと、先ほども御答辯がありまして、地域給の原資が多少一般職の職員に比べますと、本俸のほうに流用、これは流用ではないかも知れませんが、本俸のほうに含まれて支給されるという方法をとつておられる。政府のほうで、こういう国鉄当局のほうでとつておられる方法等について、政府のほうから何らかの意思表示なり、若しくは又一般職の職員との間に不均衡な地方が生じて混乱が起ることを防止する必要上から、積極的な意思表示、若しくは調整の方法を政府としてお話しになるとしたら、その内容はどの程度にお考えになつておられるか、その点の御説明を承りたい。

○政府委員(曾野義丸君) 詳しいことは私よく存じませんが、国鉄の給與の総額の中で以ていろいろ操作をする場合におきまして、これは国鉄だけでできるものと、或いは又大蔵省等に協議してできるものと両方あるようでございます。従いまして政府といたしましては、人事院の公務員に対する意見の提出という事実を、これを公共企業体の職員にも及ぼすようなつもりで、国鉄当局の手算総額の中の操作の場面に協議に乗りたい、こういうふうにお考えしております。又實際上將來におきまして総額の不足というようになつておきますれば、予算の改訂とか、或

いは補正とかいうことも考えなければならぬでありまして、現在大蔵省或いは政府内部との協議事項になつておりますものにつきましては、十分国鉄当局と協力してこの趣旨の実現に努めたい、こういうことに考えておる次第でございます。

○理事(千葉信君) それからも一つは、これは曾野さんにお尋ねするのは少し無理かも知れませんが、同じく衆議院の人事委員長の本案議における報告によりますと、地方公務員の給與に關して、今回の地域給改訂に伴う地方公務員の地域給所要増加額は約七億円であるが、明二十七年度の平衡交付金で十分賄い得ると思ふ、政府としては財源の点で地方公務員の地域給を制限するといふようなことはないかと考えるとの答辯があつたのです。こういう報告がなされておるのです。これが私どもの了承するところでは、来年度地方平衡交付金というものは、非常に窮屈な千二百五十億円の程度のものであるし、前年度の千二百億円に比べますと、たつた五十億円の増加でしかない。そうすると地方公務員の給與の水準が或る程度引上げられたという状態、それから又その他の物件費等に非常にくたくさんの経費がかかるという状態から言いますと、ここにいわれておる平衡交付金で十分賄い得るというものは、何か他にそういう確信ある根拠を政府のほうでお待ちになつて、こういう御答辯をなされておられるかどうか。その点について御答辯を承りたいと思ひます。

○政府委員(曾野義丸君) 衆議院におきましては、これは大蔵省のほうからお答え申上げましたので、私聞運うといけませんから、大蔵省のほうからお答えを頂きたい。

○木下源吉君 議院中に特高らしいもの、そういうものに注意を拂つて、いゝ身元調査をするといふようなことが行われておる。それは総理府のバツジをつけて衆参両院の周回におるのだという噂を聞くのですが、それが若し事実とすれば、非常に問題だと思ふのです。そういうことが何か政府のほうで……恐らくあるまいと思ふのですが、何か根拠がある風説なのか、心当たりがあるならばこの際お聞きしたい、こう思ふのであります。

○政府委員(曾野義丸君) 今の御質問は全く私初耳でございます。全く根拠がございせん。いわゆる特高といふようなものは、もう敗戦以来禁ぜられておるところでございまして、こういうことをやるはずはございません。が、どういふ根拠で以てそういう噂がありますのか、総理府の出入章と申しますか、国会の出入章は、これは総理府の外局のものは、全部総理府の公務員章をつけておるのでございまして、仮に国家地方警察とかという人たちが入るにしても、やはり総理府の公務員章をつけて来るのでございまして、そういうような面会人に対する身元調査とか、或いは情報のために、私のほうでは心当りありませんし、又事実も聞いておりませんが、そういう噂がありますならば眞偽のほどは責任を以て私のほうでも取調べたいと思ひます。

○木下源吉君 最近政府の意図と反してゐる、実務のほうにおいて行過ぎ

のようなことがほかの新聞などにも見えますので、今のようなことがあれば極めて遺憾なことと考えますので、一つ十分関心を持って頂きたいと考えます。

それからこれに関連して人事院に調査局監査課というのがありますね、この調査はどういうことを……規則に従つて必要なことをやつていられると思いますが、例えば官庁の労働組合あたりの交渉という場合、座り込みというふうな特殊なものを特に調べ上げて、ブラック・リストを作つておられるのだというふうなことも風説で聞いているのですが、まあいろいろ規則に従つてやることは別として、最近官切りなどが非常に盛んに行われておるといふような時期において、人事院がそれらに加担しておるといふような印象を公務員に與えるということが、人事院本来の使命に対しても非常に遺憾だと思つて、そういう事実の有無を一つ……これは給與局長にそういうことを聞くことはどうかと思ひますけれども、お知りになつてゐる範圍でお答え願ひたい。

○政府委員(藤本忠男君) 只今の木下委員からの御質問でございますが、この給與關係のことなら責任を以てお答えし得るのでありますが、今までそういう事実につきまして何も存じませんので、私からお答えのしようがございません。

○理事(千葉信君) 念のために申し上げますが、建設省の人事課長はまだお見えになつておりませんけれども、地方自治庁の公務員課長の佐久間さんがお見えになつておられますから御質問のあるかたは……それじや自治庁の

公務員課長にお尋ねいたします。御承知の通り政府のほうでは、二月十二日に人事院のほうから勧告されました地域給の勧告そのまゝの実施というところで今度法律案が提出されて参つたのでございます。ところが同時に人事院のこの勧告の実施に間に合うようになり、近く官署指定の措置をとるといふ方針も一応現在明らかになつております。人事院の方針としては、当然これは官署指定をやるといふ場合には、一般職の職員を対象として官署指定が行われるという立場から行きますと、場合によつては地方官署は当然これは指定に漏れますし、そうして又實際上一般職の職員の勤務する官署と殆んど同じ條件の地方官署がたゞさんあるに違ひないと思ふ。そういう場合に勿論これは最終的には地方自治庁の方針によるところではありましようけれども、懸念の問題としては、こういう場合には、私どもとして当然人事院自体のほうからも不均衡の起らないような方針について御考慮を願ひなければならぬと思ふ。同時に地方自治庁としても、これらの地域給の職員等に對しては、一般職の職員と不均衡に陥らないような方法をとる必要があると考へておりますが、その点について地方自治庁はどういう方針をお考へになつておられるか、その点をこの際承わりたいのです。

○説明員(佐久間重君) お尋ねの点につきましてお答え申し上げます。地方公務員の給與につきましては、御承知の通り地方公務員法がござましてから條例で定めることになつておるわけでございまして、條例がござりまするの間には従前の例によるという経過規定

がございまして、従前の例と申しますと、地方の一般の吏員につきましては國家公務員官吏の例によることになつてございまして、現在のところ府県に於いて申しますと、二十県ほど條例ができておりました、あとの残餘の県につきましてはまだ條例ができておりません。條例のできていないところにおきましては従いまして國家公務員の例によつて行くことになるわけでございまして、國家公務員につきましても、地方公務員につきましても當然その例によつて行くことになるわけでございます。それから條例を作つておりましたところにつきましても、條例で自主的に給與の額、或いは地域給官署指定、そういうことがござるわけでございますが、その場合にも公務員法には國及び他の地方公共團體との事情を考慮して權衡を失しないようになつなければならぬという趣旨の規定を設けております。従いまして、例による場合のように嚴密に國家公務員と同じことにはなりませんけれども、多少の幅は地方に與へられたいと思ふが、根本の方針としては國家公務員の場合と、あまり權衡を失しないようにということになつておるわけでありまして、従いまして地方自治庁といたしましては、地方公務員法の精神に則りまして、成るべく早く條例を作ることに指導はいたしておりますが、條例を作ります場合にございしても、國家公務員との權衡を失しないように特に配慮するように注意はいたしておりますし、條例を作つておりましたところにおきましてはそのまゝ例によるということにつきましては、い

ろ／＼照会がありました場合に、それぞれ適宜の指導をいたしておるわけでございます。官署指定の問題につきましても、具体的に私どものほうに照会が参りますのは只今委員長からお話のございましたように、國の出先機關である、例えば大學、或いは大學の附屬の中学校、小学校が官署指定になつた、そして同じ地域に町村立の中学校、小学校がある、そういう場合にどうなるのだ、或いはその役場はどうなるのだ、府県の地方事務所はどうなるのだと、こういうような照会があるわけでございます。現在の法律の解釈をいたしましては、國家公務員の例によつております場合に、國のほうに例え

ばその大學なり、大學の附屬の小学校、中学校なりを官署指定をいたしましたと同じような施設、同じような状況にある施設がございますれば、只今の例で申上げますと公立の小学校、中学校がございますれば、これは當然法の趣旨からいたしまして、これも地方團體が官署指定をすべきものであるというふうな解釈されるわけでございます。ただその場合にその指定行為を誰がするかというふうなことが必ずしも法律上はつきりいたしませんので、その解釈等についてこちらに聞いて参つておりますが、私どものほうではそういう場合には任命權者が適當な公示方法をとつて指定をすればいいんじやないかというふうなことを申しておる次第でございます。要するにお尋ねございました御心配になりますようなことでもなく、國家公務員のほうとの釣合を考へて実施するように、地方自治庁としては助言をいたしておる次第であります。

○理事(千葉信君) 今の御答辭の中にありましたように、全く同じようなわけには行かないけれども、大体同じやうに行く。ただ私どもの心配しているのは、全く同じやうに行かないということを一歩心配している。それは極く少部分であつても全く同じには行かない部分がまだかなり存在して、そういう地方の職員が是非地方自治体においてこの地域給の問題を統一的に早く解決してもらつてを非常に強く要望して参つております。この点については特に私からこの地方自治庁のほうでこれに対する善後策を十分に早急にやらんことを要望申し上げます。その問題に関連してお尋ねしたいことは、今度人事院のほうから出ました地域給の勧告、つまり四月一日から実施されますものも含んで、それから又今御質問申上げました官署指定に伴うところの地域給の給與引上げ若しくは新指定、こういう問題に関連して政府の答辭によりまして、大體地方職員の場合には総額で七億四角見当ということが見込まれてゐるようでございます。それに対して政府のほうでは十七年度の平衡交付金、現在国会に上程されてゐる平衡交付金で十分賄えるという、そういう見解をとつてゐるようでございます。併し七億四角ではありましても、非常に窮乏な平衡交付金の中で七億四角も又こういう給與が賄えるということになる、地方自治体としてはこれは相當大きな問題ではないか。これに對して地方自治庁としては、賄えるという御見解を持つておられるかどうか。その点を先ず御答願ひたい。

○説明員(佐久間重君) 御質問の点につきまして、まあ私から申し上げられる

一、京都府淀町、御牧村の地域給に関する請願（第八八二号）

一、鳥取県皆生温泉地区の地域給に関する請願（第九〇四号）

一、山梨県岡部村の地域給に関する請願（第九二七号）

一、岡山県加美町の地域給に関する請願（第九五三三号）

一、新潟給法中に町村吏員を包含するの陳情（第四六一号）

一、北海道の地域給に関する陳情（第四七八号）

第八三三三号 昭和二十七年二月二十三日受理

全建設省労働組合九州総支部執行委員の減給処分に関する請願

請願者 東京都港区芝海岸通り一ノ二五 阿久根吉孝

紹介議員 木下 源吾君 三輪 貞治君 田中 一君

カニエ邦彦君

全建設省労働組合九州総支部の執行委員長以下七名および同門支部長に対する減給処分は明らかに不当であり、組合員の要求と権利が一方的に圧迫制限されるようなことは許されるべきでなく、政府当局が人事院勧告を無視し、政府が職員の苦情に対し誠意をもつて解しない現状ではすみやかに公務員法を改正し、争議権、団交権、政治活動の自由を与えるよう善処せられたとの請願。

第八六九号 昭和二十七年二月二十五日受理

宮崎県都城市の地域給に関する請願

請願者 宮崎県都城市長 有田 秀秋

紹介議員 竹下 豊次君

都城市は、昭和二十三年より昭和二十六年四月まで宮崎、延岡両市とともに地域給一割の地域に該当していたが、昭和二十六年十月地域給改訂によつて、宮崎、延岡両市のみ一割即ち二級地、本市は新規追加の後進都市とともに五分即ち一級地として指定を受けたことは、本市の実情とあつては、本市のぐわなから、事情調査の上、本市の地域給を宮崎、延岡両市に引き上げられたとの請願。

第八八〇号 昭和二十七年二月二十三日受理

新恩給法制定等に関する請願

請願者 鳥取県東伯郡由良町大字由良宿 藤竹忠夫外千九百十七名

紹介議員 門田 定蔵君

恩給は、公務員の退職後の生活に安定感を與え、公務の民主的、能率的運営に寄與するところが大きい。しかるに現在の恩給法は、退職年次の相違によつて、はなはだしい不均衡があるから、すみやかにこれ等を是正せられるとともに合理的な新恩給法を制定せられたとの請願。

第八八一号 昭和二十七年二月二十三日受理

埼玉県大宮市の地域給に関する請願

請願者 埼玉県大宮市大宮電報局内 栗田 一元外六百四十四名

紹介議員 原 虎一君

埼玉県大宮市は、京浜線の終点であるとともに交通の中心地として浦和、川口両市を隔て東京都に隣接しており、毎日大宮駅の乗降者は十二万人を算し、地域的にもその他の状況について

も全く前記両市と軌を一にしているから、本市の地域給を両市に引上げられたとの請願。

第八八二号 昭和二十七年二月二十三日受理

京都府淀町、御牧村の地域給に関する請願

請願者 京都府久世郡淀町長 児島與四郎外九名

紹介議員 大野木秀次郎君

今回行われた勤務地手当支給区分の追加給によれば、京都府八幡町が五級地に、京都府伏見区納所町が五級地に、それぞれ勧告されたが、両地区の中間に位置し、物価指数においても文化生活面においても全く前記八幡町に優るとも劣らぬ淀町および御牧村が二級地に勧告されたことは、いささかしく実状と相違するから、両町村の地域給を八幡町同様に三級地に引き上げられたとの請願。

第九〇四号 昭和二十七年二月二十七日受理

鳥取県皆生温泉地区の地域給に関する請願

請願者 鳥取県米子市皆生国立療養所米子病院内 高 編慶外一名

紹介議員 木下 源吾君

鳥取県皆生温泉地区は、山陰地方の観光地として知られていて、食糧、日用品等を民営自動車線によつて米子市より移入しているため、すべての物価は米子市より平均十七パーセントの高値を示しており、同地域公務員の生活に深刻な影響をおよぼしているから、同地域を地域給二級地に指定せられたとの請願。

第九二七号 昭和二十七年二月二十八日受理

山梨県岡部村の地域給に関する請願

請願者 山梨県東山梨郡岡部村 松本電氣通信職員訓練所石和学園内 落合英 所石和学園内 落合英 二外三十二名

紹介議員 千葉 信君

電氣通信職員訓練所石和学園は、元甲府市に所在していたが、戦災により焼失し、現在の岡部村に移転した関係上、教職員はほとんどが甲府市内から通勤しており、また事業経営の特殊性から教官の人事交流がひんぱんに行われなければならないにもかかわらず地域差が障壁となつて甲府市内からの教官の採用に困難を極めていたことを訴え、甲府市と同等の地域給地に指定されたのであるが、今回人事院の地域給追加勧告により甲府市以下に下げられたこととなれば、再び人事交流に困難を加え学園運営に重大な支障をきたすから、甲府市と同等の級地に指定せられたとの請願。

第九五三三号 昭和二十七年二月二十九日受理

岡山県加美町の地域給に関する請願

請願者 岡山県加美町加美町長 杉山定香外一名

紹介議員 木下 源吾君 和田 博雄君

岡山県久米郡加美町は、北部に津山市、東部に瀬原山に隣接する久米郡の中心地で、商店街は年々発展の段階にあり、日常必需品は岡山、津山両市より高い現状に反して、当町は勤務地

手当の支給地から除かれているため、職員の事務能率に悪影響を及ぼしているから、当町を地域給支給地域に指定せられたとの請願。

第四六一号 昭和二十七年二月二十七日受理

新恩給法中に町村吏員を包含する陳情

陳情者 広島県比婆郡数信村大字新庄一四一ノ四広島県町村吏員恩給受給者連盟内 岡本佳男

退職公務員の社会保障制度として恩給法が存在する以上、中央地方を区別することはもとより、一方に厚く一方に薄い制度ないし取扱は、極めて不合理であるから、改正恩給法の上提を機会に恩給法中に地方公務員を含めて完備したし、高度に安定した法の下に地方公務員を服務させるよう格段の配慮をせられたとの陳情。

第四七八号 昭和二十七年二月二十八日受理

北海道の地域給に関する陳情

陳情者 北海道知事 田中敏文 外九名

昨年十一月三十日より実施された地域給区分は、その後の経済情勢の推移と北海道の特殊事情等にかんがみ、幾多の不合理点を生じているから、現下の諸情勢に即応するようすみやかに北海道の地域給区分を改正せられたとの陳情。

三月十一日本委員会に左の事件を付記された。

一、一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月二十七日）